

きたしん懸賞金付き定期預金ミリオン

令和6年11月1日現在

商品名 (愛 称)	きたしん懸賞金付き定期預金ミリオン
ご利用いただける方	・ 個人のお客さまのみ
取扱期間	・ 令和6年11月1日（金）～令和7年2月28日（金）
預入期間	・ 1年（自動継続扱いのみ）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 20万円以上、2,000万円以内 ・ 1円単位
募集金額	・ 総額120億円 ※ 期間中であっても募集金額に達した場合には、取扱いを終了します。
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利で満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期1年ものの店頭表示金利を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・ お利息は利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。
手数料	—
付加できる 特約事項	・ マル優のお取扱いができます。 ※ 詳しくは窓口及び担当者にお問合せください。
中途解約時 のお取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の「スーパー定期」の1年未満の預金の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会

